

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530021

研究課題名(和文) 比較の中のロシア陪審制 制度化の初期段階における評価の揺れと試行錯誤

研究課題名(英文) The Russian jury system in comparative analysis: fluctuation of evaluation and trial error in the early stage of institutionalization

研究代表者

小森田 秋夫 (Komorida, Akio)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：30103906

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：1993年に一部の連邦構成主体で導入され、2010年に全国化したロシアの陪審制は、いま困難な状況のもとにある。第1に、テロ、スパイなど一定の国家犯罪の適用除外、控訴審制度導入と関連した一連の事件の州級裁から地区裁への移管ともなう適用犯罪の縮小という制度的変更と、訴追側や一部の弁護士の陪審制適用の回避志向などの結果、事件数は大幅に縮小している。第2に、連邦最高裁の方針にもとづき、陪審員の判断対象を縮小する裁判実務が行なわれている。陪審制にとってのこの逆風は、少なくとも部分的には、それが「訴追側への偏り」というロシアの刑事訴訟の病弊を克服する可能性を示すという成果のゆえ、と見ることができる。

研究成果の概要(英文)：The jury system in Russia, introduced in several federal subjects in 1993 and spread nationwide up to 2010, is in a difficult situation right now. First, the number of criminal cases, to which the jury system is applied, is substantially decreasing because of the institutional changes (exemption of such political crimes as terrorist acts or spying, and reduction of crimes to be examined by jury as a result of transfer of jurisdiction of a series of crimes from oblast courts to district courts, caused by introduction of appellate system) as well as practice of prosecuting authorities or some attorneys at law to avoid jury trial. Second, court practice to limit the scope of matters to be judged by jury is prevailing in trial on the basis of the Federal Supreme Courts guideline. Such a head wind can be interpreted, at least partially, as a result of its achievement that it has shown its potential to overcome such malady of Russian criminal justice as inclination toward the prosecution.

研究分野：ロシア・東欧法

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：陪審制 裁判員制度 国民の司法参加 ロシア法 韓国法 カザフスタン法 ポーランド法

1. 研究開始当初の背景

ロシアは、1980年代の後半に開始された司法改革の一環として、陪審制を導入した。この国では、帝政時代の司法改革(1864年～)によって刑事裁判に陪審制が導入されたが、十月革命によって成立したソビエト政権のもとで、民事・刑事のすべての第一審裁判における参審制にとって代わられていた。その経験(形骸化)の否定的評価を踏まえて、司法改革のグランドデザインを示した「司法改革の構想」(1991年)に陪審制の復活が盛り込まれ、1993年の陪審法によりそれが実現された。当初は、当時89あった連邦構成主体のうち9地域でスタートし、その経験をどう評価するかをめぐる議論を経て、2001年の新刑事訴訟法典によって改めて重大事件の第一審裁判の基本形態として位置づけられた。その結果、急速に全国化し、最後に残ったチェチェン共和国でも2010年に実施されるに至った。

ロシアの陪審制は、被告人が有罪を認めている場合でも適用される、評決は多数決で下すことができる、有罪とする場合、情状酌量の余地があるか否かについて追加的に判断させることができるなど、アメリカに代表される古典的な陪審制とは異なるいくつかの制度的特徴をもっている。

本研究においては、導入の初期段階にある新しい制度をめぐる生じる評価の揺れとそれを反映した制度の見なおしの動きに着目した。そこに、アメリカの陪審制のように、すでに長い歴史をもち、社会に定着した制度の研究とは異なるロシア陪審制研究の独自の意義があると考えたからである。

2. 研究の目的

1993年に一部の地域で導入され、2001年の新刑事訴訟法典によって全国化したロシアの陪審制の経験を、制度化の初期段階にあって評価が揺れ試行錯誤が行なわれているという点に着目し、同じく導入の初期段階にあるカザフスタン・韓国の事例などと比較しつつ、多角的に明らかにすることによって、日本の裁判員制度の持続的な見なおしにさいして比較法的知見を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

(1)ロシアについて、文献研究、研究者・弁護士などからの聴き取りおよび裁判傍聴。

(2)カザフスタン、韓国、ポーランドについても同様(韓国は日本語文献のみ)。

(3)ロシア、カザフスタン、韓国から専門家を招いた国際ワークショップの開催。

4. 研究成果

(1)本研究の結果として得られた知見は、以下のとおりである。

1993年に復活したロシアの陪審制は、大要、以下のような制度である。

a. 対象となるのは、加重事由のある殺人をはじめとする一連の重大犯罪である。4層からなる裁判所体系の上から2番目に位置する州級裁判所の管轄となる。

b. 陪審裁判は、被告人が有罪を認めている場合を含め、その申立てがあった場合に行なわれる。申立てがない場合は、職業裁判官3名の構成による裁判を受ける。

c. 陪審員の人数は12名である。陪審団は、選挙人名簿にもとづいて州級の行政府が作成する陪審員候補者名簿にもとづき、事件ごとに、陪審員候補者の召喚、候補者の申立てにもとづく免除、当事者による候補者への質問、理由つきの忌避、理由なしの忌避(2名ずつ)という非公開の手続を経て構成される。

d. 公判は、当事者主義にもとづいて追行される。陪審員は、陪審長をつうじて文書により被告人・被害者・証人等に対する質問を提出することができる。質問は、訴追とのかかわりがあることを確認したうえで、裁判長が定式化し行なう。

e. 公判における取調べと弁論、被告人の最終陳述ののち、裁判長は、陪審員に提起される設問を定式化する。訴追の対象となる行為(エピソード)ごとに、「行為が存在したことが立証されたか」「その行為が被告人によってなされたことが立証されたか」「その行為の実行につき、被告人は有責であるか」という3つの基本的設問のほか、被告人を有罪とする場合は、情状酌量に値するかについての追加的設問も提起される。

f. 合議に先立ち、裁判長は法廷において説示を行ない、無罪推定の原則、疑わしきは被告人の利益になどの刑事裁判の諸原則について説明する。

g. 合議は、陪審員のみによって行なわれる。全員一致の評決を目指さなければならないが、3時間を経過しても全員一致に至らないときは、投票によって決定することができる。前記の3つの基本的設問のすべてについて過半数(7名)が肯定的な回答を与えた時、有罪の評決となる。

h. 無罪の評決が下された場合、裁判長は無罪判決を言渡し、身柄を拘束されていた被告人は、法廷においてただちに釈放される。

有罪の評決が下された場合、陪審員ぬきで法令の適用と量刑についての審理が継続され、当事者の弁論、被告人の最終陳述ののち、裁判長が判決を下す。

ただし、裁判長は、被告人の行為は犯罪の標識を含まないと判断するときは無罪判決を下すことができ、被告人の犯罪実行への参加が立証されていないという理由で無罪判決を下す十分な理由があるとみなすときは陪審団を解散させ、新たな陪審員構成で審理をやり直すよう決定する。

i. 判決に対して、当事者は連邦最高裁に上訴することができる。無罪判決は、検察官、被害者もしくはその代理人の証拠を提出する権利を制限し、または陪審員に提起される設問およびそれに対する回答に影響を与えた刑事手続法の違反が存在する場合にのみ破棄される。

以上のような制度をめくり、文献研究、法律専門家からの聴き取り、裁判の傍聴などを通じて、以下のような問題点があることが明らかとなった。

a について 後述。

b について。

制度上は、被告人に陪審裁判を受けるか否かの選択権があるが、取調官が陪審裁判を受ける必要はないと説く場合がある。さらに、陪審裁判は手間がかかり、経済的にも割に合わないため、弁護士の中にすら同様の態度をとる者がいる。さらに、被告人が陪審裁判に固執する場合は、被疑事実よりも軽い犯罪に落とすことによって、陪審裁判の行なわれていない一級下の地区裁判所に回すというやり方も行なわれている。以上のような陪審裁判回避の実務の結果として、陪審裁判の実際の件数は減少する傾向にある（現在、後述する陪審裁判の対象の立法的縮小とも相まって、年間 500～600 件程度）。

c について。

陪審員の出頭率は低下する傾向にある。その結果、事件ごとに召喚される陪審員候補者の名簿の作成に何らかの操作が加えられる余地を生んでいる。候補者名簿は、選挙人名簿をもとに無作為抽出という方法で州級の行政府が作成し、各裁判所に備えつけられる。この名簿の中から、事件ごとに書記または裁判官補佐が召喚すべき数の候補者を抽選で選抜するところになっているが、この選抜が実際にどのように行なわれているかをコントロールする手段がないため、不透明さがつきまとっている。例えば、裁判所周辺地域に居住する陪審員候補者を多くし、出頭率を高めるために、候補者名簿から遠隔地に居住する候補者を「切り取る」という実務が存在することが指摘されている。

一方、陪審員候補者の忌避手続の前提となる質問内容を裁判長が制約し、当事者が候補者に直接質問することを許さない場合がある、との弁護士の証言もある。

d について。

連邦最高裁は、「事実の問題」と「法の問題」とを峻別し、陪審員の面前においては「事実的状況」のみが取調べられるという立場から、それを超えると裁判所が判断する状況に当事者が言及することが禁止されず、またはそのような言及があった場合にはそれを無視するよう裁判長が陪審員に注意を与えなかったときは、陪審員の権限を逸脱する、あるいは陪審員に不当な影響を及ぼすものと見なし、そのことを根拠に第一審判決を破棄するという態度を一貫してとっている。その

ため、陪審法廷では「禁止」が連発されるきわめて緊張したものとなる場合がある。

とりわけ、第 1 に、前科など被告人に対する偏見を引き起こす情報の取調べの禁止という法の趣旨が拡大解釈され、被告人の職業など、その人格にかかわる取調べをきわめて広範に禁止する傾向がある。第 2 に、被告人や弁護人が、陪審員の面前で、公判前段階における供述は拷問その他の強制によってなされたものだとして主張することは、陪審員抜きで判断されるべき証拠能力の問題であるという理由で、禁止されている。そのため、例えば、被告人が公判において証言を変えた場合でも陪審員はその理由を知ることができない、ということが生じることがある。

しかし、「事実の問題」と「法の問題」との関係についての異なる理解から、このような峻別論は陪審員の判断対象を不当に縮減するものだとして、これを厳しく批判する見解もある。

e について。

ここでも裁判長は、「事実の問題」と「法の問題」との関係についての一定の理解に立って設問の定式を操作することにより、陪審員の判断すべきことがらを切縮める場合がある。例えば、引渡した文書が国家秘密に当たるか否か、故意の有無、営利目的の有無などが、「法の問題」だという理由で設問から排除される、という例がある。

設問の定式に対して当事者は意見を述べることができるが、裁判長は弁護側の意見をなかなか受入れようとしない、という弁護士の指摘がある。

i について。

「検察官、被害者もしくはその代理人の証拠を提出する権利を制限し、または陪審員に提起される設問およびそれに対する回答に影響を与えた刑事手続法の違反が存在する場合」に当たるかどうかについて連邦最高裁は幅広く解釈する傾向があるため、第一審の無罪判決はかなりの割合で破棄されている。

1993 年に陪審制が導入されたのは、当時 89 あった連邦構成主体のうち、9 つに限られていた。このような限定は「実験」であったからではなく、準備のできた連邦構成主体に順次拡げてゆくはずであった。しかし、実際には約 10 年間、陪審制の実施地域が広がることはなかった。

この段階における陪審裁判は、高い請求率・高い無罪率・高い破棄率を示した。しかし、高い無罪率は、陪審による判断の問題というより、主要には訴追側の立証不足などによるものであり、破棄の理由は手続違反に限られるのであるから、裁判官・弁護人など法律家の行為が咎められていることになる。したがって、上記のような実績から陪審制に疑義を示す立場もあったとはいえ、連邦最高裁を含め、陪審制そのものは支持されていた。その結果、2001 年に制定された新刑事訴訟法典は、第一審の裁判の類型のひとつとして

改めて陪審裁判を位置づけるに至った。陪審裁判が実施される地域は段階的に広がり、2010年から最後に残ったチェチェン共和国において施行されたことにより、ようやく全国化が完成した。

このような陪審制の段階的導入は、死刑制度の行方にも影響を及ぼした。

93年憲法は、「死刑は、それが廃止されるまでのあいだ、陪審員の参加する裁判所による審理を求める権利を被告人に与えることを条件に、生命に対する特に重大な犯罪に対する刑罰の例外的措置として、連邦の法律によってこれを定めることができる」と定め、陪審裁判を、生命に対する権利の例外である死刑を言い渡すための手続的な保証として位置づけている。しかし、陪審制が導入された9地域以外では陪審裁判を受ける権利を保障しないままに死刑判決が言渡される状態が続いていた。そこで、連邦憲法裁は、99年2月の判決において、陪審裁判を受ける権利を全国的に保障できるようにするために立法者に与えられた猶予期間はすでに徒過したとしたうえで、陪審制未施行地域における死刑言い渡しはもはやできない、と判断した。同時に、陪審制施行地域についても（未施行地域とのあいだでの）法の下での平等の観点から死刑言い渡しの可能性を否定した。

チェチェン共和国における陪審制施行を前にした09年10月、連邦最高裁は、99年判決に照らして、10年1月以降は死刑判決を言渡すことが可能になるのかどうかについて、連邦憲法裁の確認を求めた。連邦憲法裁は、a.死刑は一時的・例外的な刑罰である、b.平時における死刑廃止を定めた欧州人権条約第6議定書をまだ批准していないとはいえ、その本質に反するような行動を行わない国際法的義務をウィーン条約法条約により負っている、c.10年間死刑が言い渡されない状態が続いたことにより、死刑とならないという確固とした権利が形成され、死刑廃止への不可逆的過程が進行しているということを理由に、10年1月以降も死刑の言渡しはできないという決定を下した。

一方、新刑事訴訟法典の制定により、当初の9地域に含まれていなかったモスクワ市や北コーカサス地方においても陪審裁判が実施されるようになった結果、スパイ事件、テロ事件、ジャーナリストの殺害事件など、政治性を帯びた事件が陪審裁判の対象となるに至った。これらの事件における陪審の有罪または無罪の評決の評価は、陪審制をどう評価するかをめぐる議論を再燃させた。陪審制という本来は望ましいはずの制度を適切に運用するだけの成熟度にロシア社会が達していないとする者がいる一方、圧倒的多数の事件において陪審員は正常な判断をしており、一部の特殊な事件において治安当局などの操作の対象になっているに過ぎないとする者もいる。裁判官のあいだでも評価は二分されており、2006～07年にある非政府組

織が行なった調査によれば、回答した1402名の裁判官のうち、35%が陪審制に賛成、37%が反対と答えている。

このように評価の分かれている陪審制について、これを推進する立場に立って活動する組織として「陪審員クラブ」がある。特徴的なのは、陪審員経験者や研究者などのほか、若干の現職裁判官も加わっていることである。経験と意見交流のための集まりの開催、立法提案、ウェブサイトや雑誌をつつじた制度についての知識の普及などが主な活動内容である（11年9月、本研究の研究代表者は、モスクワ国立法科大学で開催された陪審員クラブの集まりにおいて、日本の裁判員制度について報告した。この報告は、参加者の関心を呼び、その後、同大学の紀要に論文として掲載された）。

もっとも、組織発足にあたっては元陪審員とのつながりをつけるうえでいくつかの地域の裁判所長の理解を得、市民と国家権力機関との相互作用を実現するという役割を与えられた法制上の機関である社会院からの財政的支援も得ていた陪審員クラブは、次に述べるような陪審制そのものが直面している“逆風”のもとで、活動の停滞に直面している模様である。

「陪審員クラブ」と協力関係をもつ研究者など陪審制を肯定的に評価する者は、その適用対象を地区裁判所管轄事件に拡大することを主張している。しかし、08年以降、現実にはこれとは逆に、陪審制の適用対象事件を縮小する方向に向かっている。

第1に、「テロとの闘いの強化」を理由に、テロ行為、人質略取、不法武装組織体の組織とそれへの参加、スパイ行為など一連の国家犯罪を陪審裁判の適用除外とする法改正が行なわれた。提案者の治安関係議員は、05年～08年にテロ容疑事件が26件あり、そのうち12件で無罪判決が出されていることを引き合いに出している。陪審裁判はテロ対策の観点から好ましくないという判断が法改正の背後にあることは明らかである。

第2に、控訴審制度の導入を中心とする審級制度の改革が行なわれた（13年1月施行）。これにともなって、州級裁判所が第一審に続いて事実審を行なう控訴審裁判所となるため、その負担を軽減する必要があるという理由で、一連の犯罪が地区裁判所の管轄に移された。地区裁判所は一般には単独裁判官が事件を担当している。そこで、重大な犯罪および特に重大な犯罪については、被告人の申立てがあれば裁判官の合議体によって審理するものとされたが、いずれにしても陪審裁判の適用対象外となる。その結果、陪審裁判の対象となるのは、終身刑または死刑の定められている一連の犯罪（もっとも代表的なものは加重事由のある殺人）となった。死刑も終身刑も女性および未成年者には適用されないもので、これらの者はおよそ陪審裁判を受けることができないこととなった。

連邦憲法において死刑に関する上記の規定を含め3つの条文において言及されている陪審裁判について、職業裁判官のみによる裁判とは異なる特別の意義は認めないとする連邦最高裁の立場は、連邦憲法裁判所によっても後押しされている。連邦憲法裁は、テロ行為等を陪審裁判の適用対象から除いた前述の法改正を合憲と認めた判決(10年4月)において、陪審裁判を受ける権利は、独立した公平な裁判を受ける権利や無罪推定とは異なり、裁判上の保護を受ける権利の基本的内容(核心)に含まれるものではなく、立法者の裁量的権限にもとづいて与えられるところの、この権利のありうべき手続的保証のひとつに過ぎないとしていた。立法者の裁量は絶対的なものではなく、権利の本質を侵害しないなど一連の制約を受けるという留保を付しているとはいえ、立法裁量による陪審裁判を受ける権利の縮減を許容する道を拓いたのである。

以上見てきたように、復活後20年を経たロシアの陪審制は、適用犯罪の大幅な縮小や、陪審員の判断対象を縮減するという傾向をもつ裁判実務など、厳しい状況のもとに置かれている。事件数も減少している。この制度を積極的に支えようとする社会的力も微弱である。

このような状況をもたらした要因は何か? 仮説的に考えられることのひとつは、制度の運用上の弱点(例えば一部の事件において審理が長期化する傾向)によって社会的負担の重いものとなっているという事情である。しかし、より注目に値するのは、陪審制が「訴追側への偏り」というロシアの刑事訴訟の病弊を克服し、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に、より忠実な裁判を実現する可能性を示した、そして、まさにそれゆえにこそ、そのような可能性をもった陪審制を警戒するという見地に立った人びと(何よりも治安当局者)が制度の行方を左右しうる政治的力を有している、という連関である。いわば「成果ゆえの逆風」と言うべきこのような仮説の傍証と考えられるのが、州級裁判所における陪審裁判での無罪率の相対的な高さや対照的な、地区裁判所における圧倒的な有罪率である。

本研究においては、導入の初期段階にある新しい制度をめぐって生じる評価の揺れとそれを反映した制度の見なおしという視角から、ロシアの陪審制をカザフスタンの陪審制、韓国の国民参与裁判、(導入の初期段階とは言えないが)ポーランドの参審制、そして日本の裁判員裁判と比較することを試み、13年11月には、ポーランドを除く4カ国を比較検討するための国際ワークショップを3カ国から研究者を招いて開催した。

英米に代表される古典的な陪審制とドイツに代表される典型的な参審制とのあいだに上記の諸国の制度を位置づけると、a. 単純多数決による評決など重要な相違はあると

はいえ、基本的には古典的な陪審制モデルに属するロシア、b. 陪審員は有罪無罪の判断とともに量刑についても意見を述べるが、いずれについても陪審員の評決には裁判官(3名)に対する勧告的効力のみが与えられている修正された陪審制の韓国、c. 裁判官1名と陪審員10名という数的には圧倒的な市民優位の構成、陪審員が法壇ではなく平土間に座る法廷の構造、公判廷における裁判長の説示の制度の存在など、陪審制的な要素を伴い、「陪審制」と称されているものの、参加する市民の権限という点では参審制に属するカザフスタン、d. カザフスタンのような陪審制的要素を含まない、その意味で典型的な参審制寄りの参審制である日本、e. 典型的な参審制のポーランドという順に配列される。ポーランド以外の4カ国は、ひとつの事件ごとに候補者名簿にもとづく抽選という手続を経て選ばれた市民が刑事裁判に参加する、という点で共通している。

韓国における見なおしの最大の論点は、陪審員の評決の勧告的性格を維持するか否かであった。この点について、裁判官による裁判を定めた憲法上の制約があるため、検討委員会は、勧告的性格そのものは維持するという結論を下した。が同時に、裁判官ができるだけ陪審員の評決を尊重するようにするという方向での制度的手段をも提案している。また、韓国の国民参与裁判は、1~2日で終了するように運用されていることが顕著な特徴であるが、このことに現われている市民の負担への配慮は、裁判所による排除決定などの制度を利用して、国民参与裁判にふさわしいと判断された事件を選別するという形をとっている可能性がある。

カザフスタンの問題点は、ロシアとは制度のモデルが基本的に異なっているにもかかわらず、制度設計や運用においてロシアの影響が強く、そのことが制度の論理に不整合をもたらしていることにある。制度の施行後、早々に裁判官2名と陪審員9名という構成を裁判官1名と陪審員10名という構成に改めた点に、制度設計における熟慮の不足が感じられる。候補者名簿をめぐる不透明さ、出頭率の低さなど、運用上の問題点にもロシアと共通するものがある。これらは日本では大きな問題ではないが、モデルは同一なので、評議における裁判官と陪審員(裁判員)との関係など共通した論点もあり、手続二分を想起させる制度設計(欠陥はある)や説示の制度の存在など、注目すべき点もある。

形骸化した参審制から陪審制へと急旋回したロシアと、ソ連の影響を受けてすべての民事・刑事の第一審裁判に裁判官1名と参審員2名の参審制を導入したあと、事件の種類に応じて単独裁判官、裁判官2名と参審員3名という構成をも加えるという弾力化を図った結果、ある種の安定を見せているポーランドを除く3カ国においては、制度の形成過程において、陪審制か参審制かをめぐる論争

が行なわれている。この論争の帰結は一様ではないが、単純なあれかこれかの選択ではなく、何らかの折衷が共通して見られることが特徴的である。日本においても、モデルの選択はすでに終了したと考えるのではなく、いかなる性格をもつモデルを選択したのかについて絶えず想起しつつ、言いかえれば、選択したモデルを自明視し、その枠内での微調整だけにとどまることなく、幅広い視点からの見なおしを続けてゆくことが必要であろう。

(2)ロシアの陪審制について、残された研究課題は、以下のとおりである。

陪審制の対象となる事件の範囲について、一定の方向が明らかとなったが、これで安定したと言えるかどうかはなお不透明であり、引き続き観察が必要である。そのさい、制度の修正をめぐる諸主体の関係（政治力学）についてより明確な見とおしを立てておくことが求められる。

一部の事件における審理の長期化の原因を探求する必要がある。この点については、（困難ではあるが）裁判の傍聴を重ねることが有益である。研究期間中に行なった断片的な傍聴では、一定の印象を得ることはできたものの、明確で実証性のある結論を提示するためにはまったく不十分であった。

当初、93年に陪審制が復活したさいの立法過程について研究することを課題のひとつとしていた。そのさい、帝政時代の制度がどのように参照されたかが論点になると想定されたため、帝政ロシアの司法制度の専門家を連携研究者とし、共同研究の態勢を整えた。

ところが、93年当時の資料の保存状態が極めて悪いことが明らかとなり、わずかな立法資料の入手と当時の関係者からの聴き取りを行なうことができたにとどまった。今後に残された課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計7件)

小森田秋夫「カザフスタンにおける[陪審制]の導入」『法政論集』査読無、2014年、297～325頁

小森田秋夫「再論・ロシア陪審制のいま」清水誠先生追悼論集『日本社会と市民法学』日本評論社、2013年、697～713頁

小森田秋夫「裁判員制度の論じ方」『神奈川大学評論』査読無、75号、2013年、151～169頁

小森田秋夫「ある韓国国民参与裁判の記録」『神奈川法学』査読無、44巻2・3号、2012年、279-311頁

Коморида Акио, Суд с участием судебных заседателей : новая

система участия граждан в отправлении правосудия в Японии, *Lex Russica. Научные труды Московской Государственной Юридической Академии имени О.Е.Кутафина*, 査読無、№2, 2012, 396-409

小森田秋夫・佐藤史人「ロシア連邦憲法裁判所の判決-2010年」『法律時報』査読無、83巻5号、2011年、94～103頁。

小森田秋夫「変貌するロシアの司法制度(2) 裁判所体系」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』査読無、949号、2011年、2～16頁。

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
<http://ruseel.world.coocan.jp/>

6. 研究組織

(1)研究代表者
小森田 秋夫 (KOMORIDA, Akio)
神奈川大学・法学部・教授
研究者番号：30103906

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
高橋 一彦 (TAKAHASHI, Kazuhiko)
神戸市外国語大学・外国語学部・准教授
研究者番号：20197130